Ⅲ　私立保育所の収支構造等

2　収入の内訳

(1) 保育所運営費

市町村が，保育の実施（提供）を委託した私立保育所に対して支払う，児童の保育に要する費用。国が定める基準により算定

◆費用構成

旧制度（～平成26年度）

基本額

- 単価（※）× 各月１日現在の児童数
  ※地域，定員，年齢等の区分に応じて設定
- 単価の積算上の内訳
  人件費（職員給与等）：約81%
  管理費（職員研修費，被服手当，保健衛生費等）：約８%
  事業費（給食材料費，保育材料費等）：約11%
- 民間施設給与等改善費
  職員の平均勤続年数に応じて基本額に上乗せ

＋ 保育士等処遇改善臨時特例事業補助金
＋ 改善率の充実

＋

加算（10種類）

主任保育士専任加算，保育所事務職員雇上費　等

新制度（平成27年度～）

基本額

- 単価（※）× 各月１日現在の児童数
  地域，定員，年齢，保育必要量等の区分に応じて設定
- 追加された積算項目
  常勤保育士１人分（延長保育基本分の給付化）
  非常勤保育士１人分（３時間/日），
  研修代替要員（職員１人あたり年間２日分）

＋

加算（18種類）

主任保育士専任加算，事務職員雇上費加算，
処遇改善等加算，休日保育加算，３歳児配置改善加算，
療育支援加算，栄養管理加算，第三者評価受審加算　等

国延長保育基本分
4,600千円

第1回福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会　資料3　27.8.5

Ⅲ　私立保育所の収支構造等　－　2　収入の内訳　－　(2) 事業に対する補助金

【主な補助金】

事業名		事業内容	市補助額	新制度における取扱い
一時保育事業		保育所において，通院やリフレッシュ等のため，一時的に家庭内保育ができない場合に子どもを預かる事業	単価（900円又は1,600円）×延べ利用児童数	変更なし
障がい児保育事業		保育に欠け，集団保育になじむと判定された障がい児の受入れを行う事業	障がいの程度（３区分）に応じて保育士の雇用費を助成	変更なし
延長保育推進事業	延長保育事業	11時間の開所時間を超え，１～４時間の延長保育を実施する事業	延長時間，利用児童数に応じて助成	変更なし
	延長保育推進事業	延長保育事業を実施する保育所において，通常開所時間の保育士配置の充実を図る事業 国庫補助における「延長保育基本分」に該当	120万円（保育士１人分の雇用費）	保育所運営費へ移行（基本単価に追加）
休日保育事業		日曜・祝日等の保護者の就労により児童が保育に欠けている場合等の休日保育の需要に対応する事業	300万円＋延べ利用児童数に応じた加算	保育所運営費へ移行（休日保育加算）
保育士等処遇改善臨時特例事業		保育所において，保育士等の処遇改善に取り組む事業	職員の平均勤続年数を基礎とした基準により処遇改善費用を助成	保育所運営費へ移行（処遇改善等加算）

第1回福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会　資料3　27.8.5

Ⅲ　私立保育所の収支構造等　－　2　収入の内訳　－　(1) 保育所運営費

◆保育所運営費の算定例（国の算定例）

○　９０人（私立保育所の平均的な規模）とした上で、保育所を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

	児童数	構成割合
4歳以上児　(30：1)	３４人	38.3%
3　歳　児　(20：1)	１８人	19.7%
1、2歳児　(6：1)	３０人	33.3%
乳　　児　(3：1)	８人	8.7%
合計	９０人	100.0%

※地域区分：その他地域
※保育標準時間と保育短時間の比率は７：３と仮定

旧制度相当　　新制度（平成27年度～）

項目	金額 A（算改善前）	金額 B（27年度単価）	備考 ☆：「算の改善」事項
基本分単価(⑥)	65,320千円	70,157千円	☆保育標準時間に対応した職員配置の改善（延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士１人（３時間分）の加配）、研修代替職員の配置（年間２日）
処遇改善(⑦)	5,650千円(10%)		
加算部分1(⑧～⑯)	5,594千円		
加算部分2(⑰～㉕)	3,823千円		
合計	80,387千円		

	保育標準時間70%	保育標準時間100%
新制度	70,157千円	71,709千円
旧制度	65,320千円	65,320千円
差　額	4,837千円	6,389千円
延長保育基本分	3,220千円	4,600千円
その他	1,617千円	1,789千円

※　平成27年３月10日　内閣府開催　子ども・子育て支援新制度説明会　資料1－1「平成27年度における施設型給付等の公定価格について」Ｐ４より抜粋

保育協会の見解

【市単独】

～26年度
収入：延長保育基本分 120万円/園
支出：延長保育加配保育士賃金職員120万円/園

27年4月1日現在
保育短時間認定 50% 1園
〃 27% 1園
〃 17% 1園
〃 12% 2園

新制度27年度～

運営費（8時間分）＊延長保育基本分の給付化 446万円（保育標準時間が97%の場合）

【新制度による保育園の新たな経費】

- 保育標準時間認定園に対する加配保育士（常勤）経費 賃金職員 270万円/園 ＋ 土曜2時間開所超勤対応経費 63万円/園 ＋ 土曜2時間開所事業費・事務費 80万円/園　△33万円
- 保育標準時間認定園に対する加配保育士（常勤）経費 派遣職員 364万円/園 ＋ 土曜2時間開所超勤対応経費 63万円/園 ＋ 土曜2時間開所事業費・事務費 80万円/園　△61万円
- 保育標準時間認定園に対する加配保育士（常勤）経費 正規職員 408万円/園 ＋ 土曜2時間開所超勤対応経費 63万円/園 ＋ 土曜2時間開所事業費・事務費 80万円/園　△105万円

保育協会補助金（長時間保育手当）約200万円/園

運営費（8時間分）＊延長保育基本分の給付化 391万円（保育標準時間が85%の場合）

【新制度による保育園の新たな経費】

- 保育標準時間認定園に対する加配保育士（常勤）経費 賃金職員 270万円/園 ＋ 土曜2時間開所超勤対応経費 63万円/園 ＋ 土曜2時間開所事業費・事務費 80万円/園　△22万円
- 保育標準時間認定園に対する加配保育士（常勤）経費 派遣職員 364万円/園 ＋ 土曜2時間開所超勤対応経費 63万円/園 ＋ 土曜2時間開所事業費・事務費 80万円/園　△116万円
- 保育標準時間認定園に対する加配保育士（常勤）経費 正規職員 408万円/園 ＋ 土曜2時間開所超勤対応経費 63万円/園 ＋ 土曜2時間開所事業費・事務費 80万円/園　△160万円

保育協会補助金（長時間保育手当）約200万円/園

運営費（8時間分）＊延長保育基本分の給付化 322万円（保育標準時間が70%の場合）

【新制度による保育園の新たな経費】

- 保育標準時間認定園に対する加配保育士（常勤）経費 賃金職員 270万円/園 ＋ 土曜2時間開所超勤対応経費 63万円/園 ＋ 土曜2時間開所事業費・事務費 80万円/園　△91万円
- 保育標準時間認定園に対する加配保育士（常勤）経費 派遣職員 364万円/園 ＋ 土曜2時間開所超勤対応経費 63万円/園 ＋ 土曜2時間開所事業費・事務費 80万円/園　△185万円
- 保育標準時間認定園に対する加配保育士（常勤）経費 正規職員 408万円/園 ＋ 土曜2時間開所超勤対応経費 63万円/園 ＋ 土曜2時間開所事業費・事務費 80万円/園　△229万円

保育協会補助金（長時間保育手当）約200万円/園

市作成資料

平成26年度と平成27年度以降の各園における年間運営費の比較について

園名	定員 4/1 基準	26年度 A 保育所運営費（遡及改定後）	26年度 B 処遇改善補助金	26年度 C 延長保育補助金（基本分）	26年度 D 保育協会補助金（長時間保育手当）	26年度 E 合計（A+B+C+D）	27年度以降 F 新制度の公定価格（27.2.5提示）	G 差引（F−E）
A	100	106,285,680	3,340,000	1,200,000	1,642,554	112,468,234	116,678,930	4,210,696
B	120	106,894,680	2,523,000	1,200,000	1,865,088	112,482,768	116,543,640	4,060,872
C	150	141,366,120	3,290,000	1,200,000	2,013,912	147,870,032	152,542,680	4,672,648
D	200	152,531,760	3,500,000	1,200,000	2,832,534	160,064,294	163,542,780	3,478,486
E	280	234,266,160	5,843,000	1,200,000	3,302,658	244,611,818	248,558,820	3,947,002

短時間児童数A	児童数B	割合A／B
762人	30,067人	2.53%

保育協会作成資料

平成26年度年間運営費と公定価格との比較

公定価格は，国が示している保育標準時間と保育短時間の比率7：3とする。

比率7：3の減額

園名	定員 4/1 基準	入所人員	26年度 A 保育所運営費（遡及改訂後）	26年度 B 処遇改善補助金	26年度 C 延長保育補助金（基本文）	26年度 D 協会補助金（長時間保育手当）	26年度 E 合計（A+B+C+D）	27年度以降 F 新制度の公定価格 標準100%（27.2.5提示）	G 差引 F−E	27年度以降 H 新制度の公定価格 標準70%・短30%（27.2.5提示）	I 差引 H−F	福岡市保育協会が算定した差引額
A	100	119	106,285,680	3,340,000	1,200,000	1,642,554	112,468,234	116,678,930	**4,210,696**	114,457,130	**△2,221,800**	**△578,274**
B	120	126	106,894,680	2,523,000	1,200,000	1,865,088	112,482,768	116,543,640	**4,060,872**	114,505,320	**△2,038,320**	**△564,848**
C	150	168	141,366,120	3,290,000	1,200,000	2,013,912	147,870,032	152,542,680	**4,672,648**	150,418,680	**△2,124,000**	**△165,832**
D	200	198	152,531,760	3,500,000	1,200,000	2,832,534	160,064,294	163,542,780	**3,478,486**	161,361,180	**△2,181,600**	**△1,476,654**
E	280	306	234,266,160	5,843,000	1,200,000	3,302,658	244,611,818	248,558,820	**3,947,002**	245,346,180	**△3,212,640**	**△2,324,098**

加算部分：差引に含まれる要素

項　目	A園	B園	C園	D園	E園
療育支援加算	315 442,680	303 453,600	227 443,520	193 451,440	121 440,640
冷暖房費加算	110 157,080	110 166,320	110 221,760	110 261,360	110 403,920
施設機能強化推進費加算	1,261 149,940	1,190 149,940	893 149,520	758 148,500	490 149,940
小学校接続加算	814 96,390	769 95,760	576 95,760	489 95,040	316 94,860
栄養管理加算	1,008 119,000	952 119,700	714 119,280	606 118,800	392 119,340
非常勤保育士1人(3時間)	804,960	804,960	804,960	804,960	804,960
研修代替職員配置2日	165,120	165,120	247,680	261,440	412,800
計	1,935,170	1,955,400	2,082,480	2,141,540	2,426,460

市独自の要素

土曜2時間超勤対応	632,000	632,000	632,000	632,000	632,000

第1回福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会 資料3 27.8.5

Ⅱ 保育所の運営と保育士の処遇 － 3 保育士の処遇 － (3) 保育士の処遇等の状況

② 保育士の給与と他業種比較

◆全国の状況

職種＼項目	所定内給与額 ①	年間賞与その他特別給与額 ②	年額給与 ③ (①×12月+②)	月額給与 (③／12月)	勤続年数
全職種	299.6千円	841.6千円	4,436.8千円	369.7千円	12.1年
看護師	295.6千円	781.8千円	4,329.0千円	360.8千円	7.7年
福祉施設介護員	207.8千円	456.7千円	2,950.3千円	245.9千円	5.7年
ホームヘルパー	207.3千円	285.9千円	2,773.5千円	231.1千円	5.6年
幼稚園教諭	228.7千円	694.0千円	3,438.4千円	286.5千円	7.8年
保育士（全国）	209.8千円	573.8千円	3,091.4千円	257.6千円	7.6年
保育士（福岡県）	220.8千円	566.5千円	3,216.1千円	268.0千円	7.2年

※1 資料出所：平成26年賃金構造基本統計調査
※2 対象者は，一般労働者（短時間労働者（1日の労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者）以外の労働者）
※3 所定内給与額は，平成26年6月分として支給された現金給与額（基本給，職務手当，精皆勤手当，通勤手当，家族手当などを含み，超過労働給与額は含まない。）であって，所得税及び社会保険料などを控除する前の額
※4 年間賞与その他特別給与額は，平成25年1月から12月までの1年間における賞与，期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）をいう。
※5 勤続年数は，労働者がその企業に雇入れられてからの勤続年数をいう。

◆福岡市の正規保育士の状況

	給与額 ①	期末勤勉手当等 ②	年額給与 ③ (①×12月+②)	月額給与 (③／12月)	勤続年数
保育士（福岡市）	230.9千円	873.6千円	3,644.4千円	303.7千円	6.2年

※1 資料出所：平成26年度保育園職員名簿
※2 対象者は，正規保育士
※3 給与額は，本俸額に長時間保育手当及び勤続手当，初任給調整措置費等を加えた額（通勤手当及び家族手当，超過労働給与額等は含まない。）であって，所得税及び社会保険料などを控除する前の額
※4 期末勤勉手当等は，期末勤勉手当額（給与額の3.95月分）に被服手当（7,700円）及び研修費（20,000円）を加えた額をいう。

第1回福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会 資料3 27.8.5

Ⅲ 私立保育所の収支構造等 － 2 収入の内訳

(3) 福岡市保育協会補助金（昭和45年～）

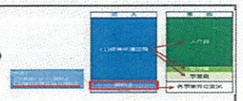

① 根 拠：福岡市保育協会補助金交付要綱 等（独自制度）
② 目 的：私立保育所職員の処遇改善，資質の向上及び保育所運営の円滑化を図ること
③ 執行方法：市が，(一社)福岡市保育協会に対して補助金を交付し，同協会が，市の交付基準に従い，補助金を私立保育所に配分するとともに，一部を直接執行

	補助対象（補助項目）
協会が執行	① 保育協会の運営に要する費用（人件費，事務費，管理費）
	② 研修等の保育協会が行う事業に要する費用（一般職員研修，人権研修 等）
保育所に配分	③ 職員の処遇改善，資質の向上に要する費用（長時間保育手当，勤続手当，初任給調整措置費，研修費，被服手当）
	④ 入所児童の処遇改善に要する費用 【職員雇用費】（充実保育士雇用費，パート調理員雇用費，週休代替職員雇用費 等）
	⑤ その他，私立保育所の運営に要する費用（施設研修費，退職共済掛金，「腸管出血性大腸菌」対策検便経費 等）

社会福祉法人立保育園の保育士給与（26年度給与規定）

項目			積算根拠	短大新卒 1級4号	勤続6年 1級10号	勤続11年 2級6号	勤続21年 2級16号
① 俸給月額	運営費		市作成給料表	146,500	177,800	198,700	238,200
② 処遇改善手当	運営費		①×6%	8,790	10,668	11,922	14,292
③ 特殊業務手当	運営費		(①+②)×4%	6,211	7,538	8,424	10,099
④ 調整手当	運営費		(①+②+③)×6%	9,690	11,760	13,142	15,755
⑤ 初任給調整措置費手当	市補助金		市作成支給額表	5,300	0	0	0
⑥ 長時間保育手当	市補助金		市作成支給額表	8,544	10,374	11,592	14,094
⑦ 勤続手当	市補助金		市作成支給額表	1,000	5,000	7,000	12,000
給与月額				186,035	223,140	250,780	304,440
⑧ 期末・勤勉手当	運営費		(①+②+③+④)×4.1	701,883	851,841	951,971	1,141,219
⑨ 研修費	市補助金		市作成支給額	20,000	20,000	20,000	20,000
⑩ 被服費	市補助金		市作成支給額	7,700	7,700	7,700	7,700
⑪ 保育士等処遇改善臨時特例事業	国補助金		園裁量	33,300	100,000	100,000	100,000
年額給与				2,995,303	3,657,221	4,089,031	4,922,199
給与月額(期末・勤勉手当等含む)				249,609	304,768	340,753	410,183

注：扶養・住居・通勤手当は除いている

○給与規定 事例
（長時間保育手当）
第22条 長時間保育手当は、保育士の業務及び調理の業務に従事する職員に支給する。
2. 長時間保育手当の月額は、別表第8に掲げるところによる。ただし、長時間保育手当について福岡市保育協会より補助金の支給が行われなかった年度については、当該手当を支給しない。

求人情報・福岡県

保育園所在地	採用形態	給料
飯塚市A	正職員	15万円
飯塚市B	正職員	17万円
筑紫野市A	正職員	17万円
志免町A	正職員	16万円
久留米市A	正職員	16万円
春日市B	正職員	17万円
福岡市A	正職員	18万円
福岡市B	正職員	18万円
福岡市C	正職員	18万円

情報：ホームページ「保育のお仕事」

福岡市初任給	
市補助金有	186,035円
市補助金無	171,191円

福岡市は、協会補助金があるからその分高くなっている。
また、他都市は、延長保育基本分460万円の補助があるのに職員処遇を上げていない。

⑪保育士等処遇改善臨時特例事業

私立保育所の保育士等の処遇改善を実施するため、25・26年度の臨時特例事業として実施された。
直接保育士等の給料に上乗せされていないと補助しない仕組みとした。
27年度からは、同様な仕組みを残して、保育所運営費の処遇改善等加算の中に賃金改善要件分として3%(4%)を加算している。長時間保育手当と同じように支出を職員処遇に限定した仕組みとなっている。

①俸給月額（市作成給料表）

平成26年度給料表①（平成16年度ベース）〔保育士用〕

職務の級 / 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額	6級 俸給月額	7級 俸給月額	8級 俸給月額	9級 俸給月額
1			187,700	220,900	238,100	257,500	276,500	297,700	330,600
2	137,600	174,200	194,600	229,000	246,300	266,400	285,800	307,700	342,600
3	142,100	180,700	201,800	237,000	254,900	275,300	295,300	317,900	354,500
4	146,500	187,700	208,700	245,200	263,400	284,300	305,200	328,200	366,300
5	151,800	193,500	216,300	253,700	271,800	293,400	314,900	338,700	377,900
6	157,700	198,700	223,700	262,000	280,400	302,600	324,800	348,900	389,100
7	163,500	203,800	230,900	270,300	288,900	311,900	334,600	358,700	400,300
8	169,900	208,800	237,700	278,600	297,300	321,100	344,300	368,100	411,700
9	174,400	213,200	243,900	286,600	305,700	330,400	353,500	377,200	422,800
10	177,800	217,000	250,300	294,500	314,000	339,500	362,400	386,300	432,800
11	180,700	220,800	256,500	302,200	321,900	348,500	371,400	395,400	441,800
12	183,500	224,800	261,900	309,400	329,100	357,700	379,900	404,200	450,800
13	186,000	229,100	267,300	316,400	336,500	366,500	387,700	412,200	458,400
14	188,000	232,300	272,200	322,900	343,600	374,700	394,000	419,700	464,600
15	189,900	235,100	277,200	328,900	348,600	381,500	399,200	425,500	470,700
16	191,500	238,200	281,700	334,500	352,700	386,700	404,000	430,800	474,600
17		241,000	285,500	338,100	356,500	391,700	408,000	434,300	478,700
18		243,800	289,200	341,300	359,800	394,800	411,100	437,900	482,600
19		245,600	292,300	344,200	362,300	398,000	414,700	441,300	
20			294,300	346,300	365,100	401,200	417,800	444,500	
21			295,800	348,300	367,400	404,400	420,800	447,600	
22			297,600	350,300	369,600	407,400	423,900		
23			299,400	352,300	371,800	410,500			
24			301,200	354,400	374,000	413,600			
25			303,000	356,800	376,500				
26			304,700	359,000	379,100				
27			306,400	361,000					
28			308,200	363,100					
29			309,900						
30			311,600						
31			313,400						
32			315,200						

平成２６年度福岡市保育協会補助金交付基準

3 職員の処遇改善，資質の向上に要する費用

⑤初任給調整措置費	職員の処遇改善と資質の向上を図るとともに職員雇用の充実のため，平成２年度の国家公務員の給与改定で初任給の１号俸アップによる在職者調整が行われたので，それを基準に助成する。	初任給調整措置費（別紙１のとおり）
⑥長時間保育手当	福岡市長時間保育実施要綱第3条及び第4条の条件を満たしている保育所に勤務する保育士・調理員に対し助成する。助成額は要綱第８条に示す額とする。	
⑦勤続手当	職員の処遇改善と資質の向上を図るとともに職員雇用の充実のため，保育士・調理員に対し，勤続年数に応じ助成する。 ・勤続年数 0～5年 6～10年 11～15年 16～20年 21年以上 ・支給月額 1千円 5千円 7千円 10千円 12千円	
⑨研 修 費	職員の自己研修費に対し助成する。 ・保育士研修費１人当たり 20,000円／年 ・調理員研修費１人当たり 20,000円／年	
⑩被服手当	・保育士１人当たり 7,700円／年 ・調理員１人当たり 12,300円／年	

初任給調整措置費一覧表

（別紙1）
（単位：円）

【保育士】

格付け	号俸格差 (A)	短 縮 (B)	(A)×(B)＝(C)'	調整費月額 (C)÷12月≒(D)	調整費年額 (D)×12
1－4	5,300	12月	63,600	5,300	63,600
1－5	5,900	9月	53,100	4,500	54,000
1－6	5,900	9月	53,100	4,500	54,000
1－7	6,400	9月	57,600	4,800	57,600
1－8	4,500	6月	27,000	2,300	27,600
1－9	3,400	3月	10,200	900	10,800
2－2	6,600	6月	39,600	3,300	39,600
2－3	7,000	3月	21,000	1,800	21,600

長時間保育手当支給額表

（別紙2）

（保育士）

号俸	手当月額	号俸	手当月額	号俸	手当月額	号俸	手当月額
				3-1	10,950	4-1	12,912
		2-2	10,140	3-2	11,358	4-2	13,398
		2-3	10,536	3-3	11,766	4-3	13,896
1-4	8,544	2-4	10,950	3-4	12,174	4-4	14,418
1-5	8,844	2-5	11,292	3-5	12,612	4-5	14,946
1-6	9,186	2-6	11,592	3-6	13,080	4-6	15,456
1-7	9,540	2-7	11,892	3-7	13,542	4-7	15,954
1-8	9,900	2-8	12,186	3-8	13,974	4-8	16,452
1-9	10,164	2-9	12,462	3-9	14,364	4-9	16,938
1-10	10,374	2-10	12,732	3-10	14,742	4-10	17,412
1-11	10,548	2-11	12,996	3-11	15,114	4-11	17,880
1-12	10,710	2-12	13,260	3-12	15,456	4-12	18,336
1-13	10,872	2-13	13,518	3-13	15,798	4-13	18,786
1-14	11,004	2-14	13,722	3-14	16,122	4-14	19,230
1-15	11,130	2-15	13,908	3-15	16,440	4-15	19,632
1-16	11,226	2-16	14,094	3-16	16,728	4-16	20,010
		2-17	14,280	3-17	16,992	4-17	20,286
		2-18	14,454	3-18	17,220	4-18	20,532
		2-19	14,574	3-19	17,430	4-19	20,772
				3-20	17,598	4-20	20,946
				3-21	17,760	4-21	21,108
				3-22	17,916	4-22	21,270
				3-23	18,066	4-23	21,438
				3-24	18,210	4-24	21,612
				3-25	18,354	4-25	21,774
				3-26	18,492	4-26	21,930
				3-27	18,630	4-27	22,074
				3-28	18,768	4-28	22,218
				3-29	18,906		
				3-30	19,038		
				3-31	19,170		
				3-32	19,302		

平成26年度人事院勧告に基づく職員給与の取扱いについて

平成26年12月19日
福　　岡　　市

1　はじめに

○　国家公務員給与については，平成26年度の人事院勧告にて俸給額の改定等が勧告され，平成26年第187回臨時国会において，「一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正する法律案」が審議・可決され，同年11月19日に施行されました。

○　本市の民間保育園の職員給与については，国の給与制度改正前の俸給表を適用していますが，国家公務員給与の改定や運営費単価の改定に合わせて，平成26年度の人事院勧告を反映させる必要があります。

2　平成26年度人事院勧告の概要等

（1）官民較差等（0.27%）に基づく26年度の給与水準改定【平成26年4月から遡及適用】

①　月例給：俸給表を平均0.3%引き上げ（初任給・若年層に重点）

②　ボーナス：3.95月分→4.10月分（年間0.15月分引き上げ）【平成26年12月支給分から適用】

・・・勤勉手当に配分し，勤務実績を的確に処遇に反映。

（2）給与制度の総合的見直し【平成27年4月施行，平成30年4月完全実施】

①　地域間・世代間の給与配分の見直し・・・俸給表・地域手当の改定

ア　全国共通に適用される俸給表水準を，民間賃金水準の低い地域の官民較差を踏まえて平均2%引き下げ

・・・初任給等は引き下げなし，50歳台後半層が多い号俸は最大4%程度引き下げ

・・・新俸給表への円滑な移行のための経過措置（3年間の現給保障）

イ　上記俸給表の引き下げに併せ，地域手当の支給地域・支給割合の見直し

・・・現行：6区分（18%～3%）→改正後：7区分（20%～3%）

②　職務や勤務実績に応じた給与配分のための諸手当の改定

・広域異動手当の引上げ，単身赴任手当の引上げ　など

3　平成26年度の職員給与の取扱いについて

以下の内容の改定を行い，理事会での審議・承認や労働基準監督署への届出など必要な手続きを行ってください。

(1) 俸給表について

現在，「平成24・25年度給料表①（平成17年度ベース）」を適用している園は，「平成26年度給料表①（平成17年度ベース）」により，「平成24・25年度給料表②（平成16年度ベース）」を適用している園は，「平成26年度給料表②（平成16年度ベース）」により，給料表の改定を行い，平成26年4月から遡及適用してください。

公印省略
保指第831号
平成24年3月28日

各保育園長　様

福岡市こども未来局子育て支援部
保育所指導課長　福嶋　利明

保育士の配置（正規職員）に関する取扱いの変更について（通知）

時下，ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から，本市の保育行政の推進につきまして，ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

保育園における正規職員の配置については，入所の円滑化の制限がなくなる10月になるまで，児童福祉施設最低基準上必要な保育士のうち8割以上は正規職員（＝雇用期間の定めのない職員）を配置するようお願いしてきたところですが，今回，下記のとおり，取扱い内容を一部変更するものです。

記

1　指導内容

原則として，4月1日の時点で，最低基準上の必要保育士数のうち8割以上は正規職員を配置

※　ただし，入所の円滑化（平成22年度より4月当初から定員超過率125%まで入所可能）により，4月1日時点で定員を大きく超えた児童の受け入れを行ったことによって，正規職員数が必要保育士数の8割を一時的に下回ったとしても，受け入れ後に正規職員の確保に努めれば差し支えない。

11

Ⅲ 私立保育所の収支構造等

3 経営状況

(1) 平成25年度決算の状況 (福岡市における1保育所あたりの平均)

保育所数 (H25年度末現在)	182か所
定員数 (H25年度末現在)	145人

第1回福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会 資料3 27.8.5

事業活動収入計	A	154,618千円
運営費収入		131,597千円
経常経費補助金収入		15,640千円
利用料収入		2,429千円
その他収入		1,761千円
国庫補助金等特別積立金取崩額		3,191千円
事業活動支出計		150,855千円
人件費	B	110,108千円
事務費	C	12,654千円
事業費	D	20,784千円
減価償却費	E	7,296千円
その他支出	F	13千円
事業活動収支差額		3,763千円
事業活動外収入計		3,840千円
事業活動外支出計		2,403千円
事業活動外収支差額		1,437千円
経常収支差額	G	5,200千円

事業活動収入に対する比率		割合
人件費比率	B／A	71.21%
事務費比率	C／A	8.18%
事業費比率	D／A	13.44%
減価償却費比率	E／A	4.72%
その他支出比率	F／A	0.01%
経常収支差額率	G／A	3.36%

【参考】 平成25年度における施設整備等の実施・未実施別の経常収支差額率の比較

区分		経常収支差額率
実施	40か所	1.14%
未実施	142か所	4.08%

29

【国調査(23年度決算)】

保育所収入に占める各支出費目の割合

経営主体	人件費	事務費	事業費	減価償却	その他	経常収支差額率
社会福祉法人	70.53%	8.12%	11.24%	4.46%	0.88%	4.33%
学校法人	65.84%	8.20%	10.95%	3.89%	0.41%	10.07%
営利法人	56.40%	22.62%	14.78%	3.53%	0.00%	2.67%
その他法人	70.99%	9.19%	10.06%	2.38%	0.88%	3.50%

＊子ども子育て会議基準検討部会資料(26.2.14)から作成

②保育所

収支状況		全体 金額	社会福祉法人 金額	学校法人 金額	営利法人 金額	その他法人 金額
Ⅰ事業活動収入	(1)運営費収入	89,738千円	92,676千円	48,013千円	86,931千円	79,771千円
	(2)利用料収入	2,445千円	2,109千円	8,518千円	1,909千円	2,247千円
	(3)補助金収入	18,582千円	19,052千円	8,166千円	12,572千円	21,397千円
	(4)国庫補助金等特別積立金取崩額等	1,934千円	2,116千円	41千円	0円	689千円
	(5)その他収入	2,262千円	2,253千円	2,604千円	668千円	2,169千円
Ⅱ事業活動支出	(1)人件費支出	80,887千円	83,365千円	44,337千円	57,572千円	75,446千円
	(2)事務費支出	9,500千円	9,603千円	5,521千円	23,089千円	10,866千円
	(3)事業費支出	12,917千円	13,282千円	7,374千円	15,090千円	11,887千円
	(4)減価償却費	5,013千円	5,273千円	2,618千円	3,607千円	2,817千円
	(5)その他支出	997千円	1,040千円	274千円	0円	1,036千円
Ⅲ事業活動外収入		601千円	645千円	94千円	3千円	355千円
Ⅳ事業活動外支出		1,098千円	1,170千円	532千円	0円	444千円
①収入 Ⅰ－Ⅰ(4)＋Ⅲ		113,627千円	116,735千円	67,395千円	102,085千円	105,939千円
②支出 Ⅱ＋Ⅳ－Ⅰ(4)		108,479千円	111,617千円	60,616千円	99,358千円	101,807千円
施設数		1,317か所	1,216か所	33か所	6か所	62か所
平均定員		94人	97人	51人	82人	83人
平均入所児童数		102人	106人	52人	98人	90人

(注) 認定こども園である保育所を含む。
※ 層ごとの統計処理を基に全国平均の値を推計。

9

【独立行政法人福祉医療機構調査】

保育所の収支状況(25年度)

区分	全体 1,345施設	黒字 1,013施設	赤字 332施設
サービス活動収益	134,193千円	137,386千円	124,450千円
うち保育事業収益	129,833千円	133,015千円	120,124千円
うち保育所運営費収益	102,758千円	104,874千円	96,302千円
うち補助金事業収益	22,299千円	23,002千円	20,154千円
うち国庫補助金等特別積立金取崩額	3,614千円	3,621千円	3,591千円
サービス活動費用	127,822千円	126,969千円	130,434千円
うち人件費	94,412千円	93,932千円	95,876千円
うち事業費	15,565千円	15,534千円	15,663千円
うち事務費	9,724千円	9,357千円	10,292千円
うち減価償却費	8,027千円	7,859千円	8,537千円
サービス活動増減差額	6,371千円	10,420千円	△5,985千円
サービス活動外増減差額	463千円	1,746千円	1,476千円
経常増減差額	6,834千円	11,002千円	△5,884千円
特別増減差額	△2,946千円	△3,839千円	△220千円
当期活動増減差額	3,888千円	7,163千円	△6,104千円
人件費率	70.4%	68.4%	77.0%
事務費率	7.2%	7.0%	7.7%
事業費率	11.6%	11.3%	12.6%
減価償却費率	6.0%	5.9%	6.4%
経常収支差額率	5.1%	8.0%	△4.7%

注：市の資料と比較するため、国庫補助金等特別積立金取崩額を収入に区分した

全体の25%の施設が経常収支で赤字となっている。

福祉医療機構経営分析(赤字の要因)

費用の面では、人件費が赤字の大きな要素となっている。従業者の状況をみると、職員の勤続年数が赤字施設9．5年、黒字施設は8．7年と赤字施設0．8年長い。このことから、赤字施設は、経験年数の長い職員が多いこともあり、1人当たり人件費が高くなっている。

福岡市6月議会質問に対する こども未来局答弁

○福岡市民間保育園の25年度決算では経常収支段階で赤字となっている割合はどうなっているか。

△平成25年度決算で経常収支が赤字となっている民間保育園の割合は、各園の決算書から、182施設中65施設が該当し、全体の35%となっている。
なお、増改築にかかる費用を単年度の経費として計上している等特別の事情を除けば182施設中46施設が該当し、全体の25%となっている。

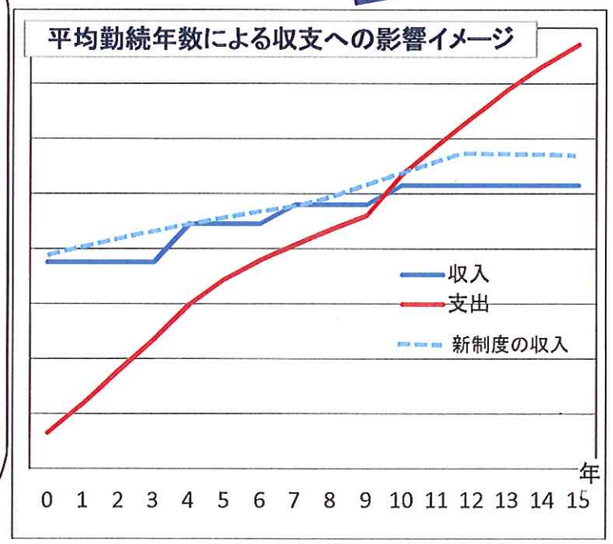

第1回福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会 資料3 27.8.5

Ⅲ 私立保育所の収支構造等 － 3 経営状況

(2) 繰越金の状況

当期末支払資金残高 ＋ 積立金 ＝ 累積繰越金（福岡市保育協会補助金交付要綱第2条第7号）

◆累積繰越金の推移（全保育所）

（単位：千円）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
累積繰越金額	8,320,975	8,476,772	9,004,077	9,540,234	9,849,111	10,008,343	8,949,312
1保育所あたりの累積繰越金額	54,743	55,044	57,718	60,001	59,692	56,866	49,172
前年度増減	－	301	2,674	2,283	▲ 309	▲ 2,826	▲ 7,694

【参考1】施設整備等の実施・未実施別の累積繰越金の推移

（単位：千円）

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
実施	累積繰越金額	4,698,589	4,745,218	4,932,253	5,178,688	5,302,317	5,408,164	4,248,939
	1保育所あたりの累積繰越金額	58,732	57,869	58,717	59,525	57,014	52,002	38,627
	前年度増減	－	▲ 863	848	808	▲ 2,511	▲ 5,012	▲ 13,375
未実施	累積繰越金額	3,622,386	3,731,554	4,071,824	4,361,546	4,546,794	4,600,179	4,700,373
	1保育所あたりの累積繰越金額	50,311	51,827	56,553	60,577	63,150	63,891	65,283
	前年度増減	－	1,516	4,726	4,024	2,573	741	1,392

※ 未実施の保育所とは，平成19年度から平成25年度において施設整備等を実施しなかった保育所（72箇所）をいう。

【参考2】私立保育所の整備状況

（単位：箇所）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
保育所数	152	154	156	159	165	176	182
整備箇所数	5	5	15	25	25	32	47
新築 等	3	2	3	6	9	7	13
増改築・内部改修 等	2	3	12	19	16	25	34

※1 保育所数は各年度末日現在。整備箇所数は，各年度において整備事業を実施した保育所の数
※2 新築等のうち，平成19年度の1か所及び平成24年度の2か所，平成25年度の1か所は，それぞれ当該年度中途に開所

30

150人定員での園舎建設実績(25年度)

単位：万円

建設費用	31,270
資金計画	31,270
市補助金	18,090
借入金	9,000
自己資金	4,180
次年度運転資金	2,000

累積繰越金 6,180万円

他園での累積繰越金増加要素
- ○消費税8%
  26年度から938万円増
- ○建設コスト1割程度増
- ○消費税10%

国の保育所運営費算定にない支出 542万円/年

借入金返済額 497万円/年
借入金利息 45万円/年

平成26年度協会補助金一部停止園（累積繰越金による）

内 容	園数
繰越金率50%以上(2年目以降):減額率100%	15
繰越金率50%以上(初年度):減額率50%	3
繰越金率45～50%未満(2年目以降):減額率50%	2
繰越金率45～50%未満(初年度):減額率25%	0
繰越金率40～45%未満(2年目以降):減額率40%	1
繰越金率40～45%未満(初年度):減額率20%	4
繰越金率35～40%未満(2年目以降):減額率30%	0
繰越金率35～40%未満(初年度):減額率15%	0
合 計	25

協会補助金は減額されているが、長時間保育手当等給与規定に規定された手当ては職員に支給している。

市監査指導

社会福祉法が改正(27年度)されると、社会福祉法人の累積繰越金は、事業を継続するために必要な額を除いて、地域公益事業に全額支出するように義務づけされる。

必要額以上積み立てることができない仕組み

保育協会の意見

累積繰越金は、園舎建替、増築及び設備等の更新など再生産に必要資金、将来の職員ベースアップを見込んだ人件費積立金、運営に必要な運転資金などで、その基準は市と協会で協議を行い、福岡市保育協会補助金交付要綱の中に定められ、市指導監査課の監査基準となっている。監査で問題ないと認められた金額が現在の累積繰越金となっている。

福岡市保育協会補助金交付要綱

（補助金の取消し等）
第12条
2 市長は，次の各号に該当するときは，補助金交付の一部を停止し又は取り消し，既に交付した補助金のうち当該取り消しに係る額の返還を命ずることができる。

（3）累積繰越金等を，定員90人までは6,000万円以上，定員91人から150人までは7,000万円以上，定員151人から200人までは8,000万円以上，定員201人からは9,000万円以上保有し，かつ累積繰越金率が35%以上のとき，及び，累積繰越金等の保有額にかかわらず，定員30人までは累積繰越金率75%以上，定員31人からは累積繰越金率50%以上のとき。

上限額を超えると保育協会補助金は100%～15%減額される。

累積繰越金等による減額基準

定員区分	累積繰越金等保有額		累積繰越金率	減額率
90人まで	6,000万円以上		35%以上40%未満	30%
			40%以上45%未満	40%
			45%以上50%未満	50%
			50%以上	100%
	6,000万円未満	定員31人から	50%以上	100%
		定員30人まで	75%以上	100%
91人から150人まで	7,000万円以上		35%以上40%未満	30%
			40%以上45%未満	40%
			45%以上50%未満	50%
			50%以上	100%
	7,000万円未満		50%以上	100%
151人から200人まで	8,000万円以上		35%以上40%未満	30%
			40%以上45%未満	40%
			45%以上50%未満	50%
			50%以上	100%
	8,000万円未満		50%以上	100%
201人から	9,000万円以上		35%以上40%未満	30%
			40%以上45%未満	40%
			45%以上50%未満	50%
			50%以上	100%
	9,000万円未満		50%以上	100%

注：累積繰越金率は、累積繰越金÷収入合計額

研修費・被服手当に対する協会意見

1. 包括外部監査委員の監査報告は、廃止を含めて見直し検討すべきであるとした意見であり、是正措置を求める指摘とはなっていない。
2. 監査報告は平成24年3月に出されたが、市から補助金廃止の申し入れがあった平成27年1月以前、見直し検討の協議は一切なかった。
3. 包括外部監査委員によると、上記補助金の早急な廃止を求めているわけではく、職員支給後の使途が補助金目的に合致しているかの把握がなされていないことで費用対効果への疑問を述べたもので、その点での見直しを行うべきとの意見であると聞いている。
4. このため、協会としては、研修費手当・被服費手当の協会補助金は、職員支給後の使途が補助金目的に合致した使途になっているかの調査報告を園が新たに実施する見直しを行うことで、27年度も継続すべきである。

平成２６年度

（調　査　票）

全　園　（集計）

調査対象　私立保育園　１９３カ園
回答：177ヵ園　(92%)
内　借入金あり：110ヵ園　(62.1%)

合計金額	6,981,451,231

平均借入金：　3,944万円

内訳　　園数（項目比率）

	短期借入金	長期借入金	施設資金借入金
1000万円未満	22　(92%)	13　(57%)	16　(16%)
1000万円～2000万円未満	1　(4%)	1　(4%)	7　(7%)
2000万円～3000万円未満	1　(4%)	2　(8%)	7　(7%)
3000万円～4000万円未満		2　(8%)	12　(12%)
4000万円～5000万円未満		2　(8%)	7　(7%)
5000万円～6000万円未満		1　(4%)	7　(7%)
6000万円～7000万円未満			4　(4%)
7000万円～8000万円未満			13　(13%)
8000万円～9000万円未満			3　(3%)
9000万円以上		2　(8%)	23　(23%)
合　計	24　(100%)	23　(100%)	99　(100%)
全体比率	14%	13%	56%
合計金額	117,026,878	844,451,093	6,019,973,260
平均借入金	487万円	3,671万円	6,080万円

平成２６年度

（調　査　票）

全　園　（集計）

調査対象　私立保育園　１９３カ園
(回答177ヵ園)

保育園の借入金（平成27年3月31日現在残高）

様式１－従来の経理規定準則（本部会計の貸借対照表）【単位：円】

勘定科目	金額	借入先	金額
(流動負債)			
経常資金借入金	35,558,065	その他	166,058,065
小　計	35,558,065	小　計	166,058,065
(固定負債)			
設備資金借入金	1,061,397,951	(1)医療事業団	723,875,000
		(2)県又は市の社協	19,432,000
		(3)その他	187,590,951
小　計	1,061,397,951	小　計	930,897,951
合計金額（A）	1,096,956,016	合計金額（B）	1,096,956,016

様式２－新会計基準（施設経理区分の貸借対照表）【単位：円】

勘定科目	金額	借入先	金額
(流動負債)			
短期運営資金借入金	81,468,813	その他	662,088,253
小　計	81,468,813	小　計	662,088,253
(固定負債)			
設備資金借入金	4,958,575,309	(1)医療事業団	4,310,166,359
長期運営資金借入金	844,451,093	(2)県又は市の社協	14,687,000
		(3)その他	897,553,603
小　計	5,803,026,402	小　計	5,222,406,962
合計金額（A）	5,884,495,215	合計金額（B）	5,884,495,215

様式１、２の合計

勘定科目	金額	借入先	金額
(流動負債)			
経常資金借入金	35,558,065	その他	828,146,318
短期運営資金借入金	81,468,813		
小　計	117,026,878	小　計	828,146,318
(固定負債)			
設備資金借入金	6,019,973,260	(1)医療事業団	5,034,041,359
長期運営資金借入金	844,451,093	(2)県又は市の社協	34,119,000
		(3)その他	1,085,144,554
小　計	6,864,424,353	小　計	6,153,304,913
合計金額（A）	6,981,451,231	合計金額（B）	6,981,451,231

回答：177ヵ園　(92%)
平均借入金：　3,944万円